

○不破消防組合手数料条例施行規則

平成 27 年 9 月 28 日規則 3 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、不破消防組合手数料条例（平成 26 年条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の減免)

第 2 条 条例第 4 条に規定する、管理者が公益その他特別の理由があると認める者は、次の各号に掲げるものとし、当該各号に定めるとおり減額し、又は免除するものとする。

(1) 国、岐阜県、垂井町又は関ヶ原町 免除

(2) 前号に掲げる者のほか、管理者が特に必要と認める者 減額又は免除

2 条例第 4 条の規定により手数料の減額又は免除を受けようとする者は、別に定める減免申請書（様式 1）を管理者に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。